

電気自動車等の普及促進事業（個人向け）助成金交付要綱

（制定）令和5年4月27日付5都環公地温第521号理事長決定

（目的）

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）実施要綱（令和5年3月22日付4環気地第218号。以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する電気自動車等の普及促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の条項に定める本助成金の交付対象となる電気自動車等（以下「助成対象車両」という。）又は外部給電器（以下「助成対象給電器」という。）を購入する実施要綱第41に掲げるものであって、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。ただし、リース事業者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した上で個人が借主として契約し、申請する場合は次に掲げるものとする。

- 一 実施要綱第44（1）イの申請をする場合においては、借主の個人が実施要綱別表1に掲げる方法により再生可能エネルギー電力を導入したものであること。
- 二 実施要綱第44（2）ウを加えた申請をする場合においては、借主の個人が実施要綱別表3に掲げる方法により再生可能エネルギー電力を導入したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる民間事業者等又は個人は、助成対象者としな

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象車両又は機器)

第4条 助成対象車両又は助成対象給電器は次のとおりとする。

(1) 電気自動車等

助成対象車両は、実施要綱第4 2 (1) に掲げる要件及び別表第1に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるもの、助成対象者が自動車販売業者であって当該車両販売業者が関係会社から調達したもの、助成対象者(助成対象者がリース事業者の場合は電気自動車等の借主)の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品を除く。

なお、実施要綱第4 2 (1) ウ及び別表第1の要件は、初度登録日又は初度検査日から継続して満たしているものであること。

(2) 外部給電器

助成対象給電器は、実施要綱第4 2 (2) に掲げる要件を満たすものとする。ただし、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるものを除く。なお、実施要綱第4 2 (2) ウの要件は、購入日から継続して満たしているものであること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の各号に掲げる助成対象車両又は助成対象外部給電器に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 電気自動車等実施要綱第4 3 (1) に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(2) 外部給電器

実施要綱第4 3 (2) に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、助成対象者が外部給電器を製造した場合にあっては、助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4 に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 実施要綱第4 4 (1) イに規定する本助成金の交付額のうち、実施要綱別表1

(1)の方法により再生可能エネルギーを導入する場合は、実施要綱別表1(1)に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が、助成対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置又は自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に供給されていること。

- 3 実施要綱第4 4 (1) イに規定する本助成金の交付額のうち、実施要綱別表1 (2)の方法により再生可能エネルギーを導入する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 一 発電出力(kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議(IEC)の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。)が3kW以上であること。
 - 二 助成対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されていること又は使用の本拠の位置に自営線で接続されていること。
 - 三 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。
- 4 実施要綱第4 4 (2) ウに規定する本助成金の交付額のうち、実施要綱別表3 (1)の方法により再生可能エネルギーを導入する場合は、実施要綱別表3 (1)に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が、助成対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置又は自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に供給されていること。
- 5 実施要綱第4 4 (2) ウに規定する本助成金の交付額のうち、実施要綱別表3 (2)の方法により再生可能エネルギーを導入する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- 一 発電出力が2kW以上であること。
 - 二 助成対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること又は当該の位置に自営線で接続されていること
 - 三 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間(天災

地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間)に、助成金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式。リース契約の場合のみ)その他の別表第3に掲げる書類を公社に提出するものとする。この書類による申請の提出は、電気自動車等においては初度登録日又は初度検査日から、外部給電器においては購入日から起算して、いずれも1年以内に行うものとする。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 第1項の規定による交付申請を行った後、公社が第8条第1項に基づく書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請者に対し申請内容の不備等による是正を求めた場合、申請者は30日以内(天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間)に申請内容の不備等を是正するものとする。
- 5 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象車両又は助成対象給電器を販売する者等に対して依頼することができる。
- 6 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 7 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあつては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

なお、第7条第4項に基づく申請内容の不備等の是正が、申請者によって30日以内に行われない場合、不交付の決定を行うことができるものとする。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査に当たっては、当該申請がリース事業者によるものである場合は、リース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認するものとし、当該申請がリース契約を締結した個人によるものである場合は、リース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていないことを確認するものとする。

- 3 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得した財産（以下「取得財産」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 実施要綱第4 4（1）イ及び（2）ウの助成対象者は、別表第4で定める処分制限期間が経過するまで、継続して実施要綱別表に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入すること。
- 三 公社が第12条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 四 公社が第13条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第14条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 五 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

（申請の撤回）

- 第10条 被交付者は、第8条第1項による本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第11条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全

部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第13条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第15条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第14条 公社は、第12条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本

助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

第15条 公社は、被交付者に対し、第13条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第16条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（処分の制限）

第17条 被交付者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第4に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。

- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第8号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

- 第18条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 被交付者は、前項の書類について、第8条第1項の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第4に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

（調査等）

- 第19条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

- 第20条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第21条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 一 第7条第1項並びに第5項の規定に基づく本助成金の交付申請
 - 二 第17条第2項の規定に基づく取得財産等の処分承認申請

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和5年4月27日付5都環公地温第521号)

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売(※)で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	貸与先の名義	助成対象者と同一名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第2 (第6条関係)

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業 (平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 (平成9年度から平成13年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業 (平成14年度から平成17年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業 (平成20年度から平成23年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 (平成23年度から平成25年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 (平成25年度から平成27年度まで)
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 (平成21年度及び平成22年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 (平成23年度及び平成24年度)

別表第3（第7条関係）

（電気自動車等）

1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）
2	誓約書（第2号様式） ※リース事業者の場合のみ必要（貸与先のもの）
3	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※リース事業者の場合のみ必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
4	助成対象者の住民票又は印鑑証明書 ※リース事業者の場合は、貸与先のものが必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※住民票は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。
5	購入車両（購入又はリース契約等を締結した電気自動車又はプラグインハイブリッド車をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書又は注文書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの。）
6	購入車両の代金の支払に係る領収書
7	購入車両の自動車車検証
8	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類
9	購入車両に係るリース契約書 ※リース契約を締結したリース事業者及び個人の場合のみ必要 ※リース契約を締結したリース事業者及び個人双方の印があるもの ※リース契約を締結したリース事業者が申請者の場合、リース料金から助成金相当額以上が差し引かれている記載があるもの ※リース契約を締結した個人が申請者の場合、リース料金から助成金相当額が差し引かれていないもの
10	貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式） ※リース契約を締結したリース事業者及び個人の場合のみ必要 ※次の場合は省略可 （リース契約を締結したリース事業者が申請者の場合） 9の契約書で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印があるもの。 （リース契約を締結した個人が申請者の場合） 9の契約書で助成金相当額が差し引かれておらず、かつ契約書に申請者及びリース会社双方の印があるもの。
11	その他公社が必要と認める書類

（外部給電器）

1	助成金交付申請書（第1号様式）
2	誓約書（第2号様式）

	※リース事業者の場合のみ必要（貸与先のもの）
3	購入機器（購入又はリース契約等を締結した外部給電器をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書等 ※機器本体価格の記載があるものに限る。
4	購入機器の代金の支払に係る領収書
5	保証書その他購入機器の型式・製造番号が分かる書類
6	外部給電器の設置状況が分かる写真
7	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付決定通知書 ※令和4年度又は令和5年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）交付規程に基づく補助金の交付決定を受けた場合にのみ必要
8	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※リース事業者の場合のみ必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
9	助成対象者の住民票又は印鑑証明書 ※リース事業者の場合は、貸与先のものが必要 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※住民票はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。
10	購入機器に係るリース契約書 ※リース契約を締結したリース事業者及びリース契約を締結した個人の場合のみ必要 ※リース契約を締結したリース事業者及びリース契約を締結した個人双方の印があるもの ※リース契約を締結したリース事業者が申請者の場合、リース料金から助成金相当額以上が差し引かれている記載があるもの ※リース契約を締結した個人が申請者の場合、リース料金から助成金相当額が差し引かれていないもの
11	貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式） ※リース契約を締結したリース事業者及びリース契約を締結した個人の場合のみ必要 ※以下の場合省略可 （リース契約を締結したリース事業者が申請者の場合） 10の契約書で助成金相当額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印があるとき。 （リース契約を締結した個人が申請者の場合） 10の契約書で助成金相当額が差し引かれておらず、かつ契約書に申請者及びリース事業者双方の印がある場合
12	購入機器に接続予定の電気自動車等の自動車検査証
13	その他公社が必要と認める書類

別表第4（第17条及び第18条関係）

（1）電気自動車等

区分		処分 制限期間
自家用車両※1		4年
運送事業用及び貸自動車業用車両※2		
乗 用 車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貸 物 車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽 自 動 車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

上表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

(2) 外部給電器

区分	処分制限期間
外部給電器	3年